

丸亀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

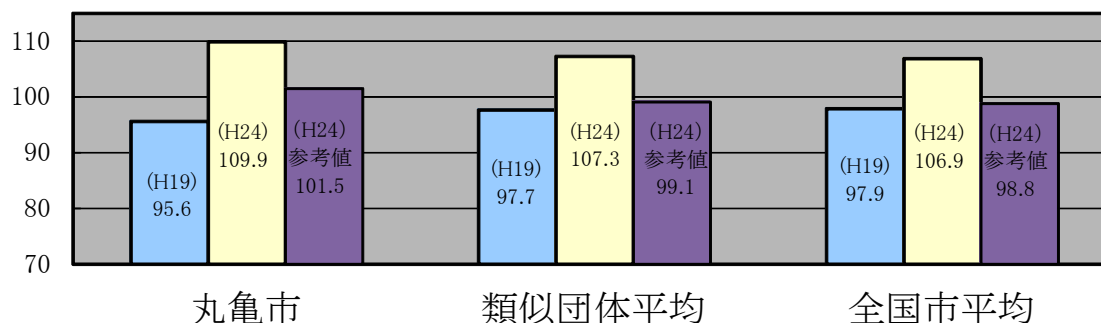
区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 112,173	千円 40,697,392	千円 1,192,570	千円 7,959,537	% 19.6	% 20.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体一 人当たり給 与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 817	千円 3,235,681	千円 490,934	千円 1,163,414	千円 4,890,029	千円 5,985	千円 6,293

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（24年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 給料表の状況（24年4月1日現在）

単位（円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	405,700	425,400	448,000	491,400	505,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	42.9 歳	341,476 円	405,118 円	368,087 円
香川県	44.5 歳	343,294 円	407,778 円	363,874 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	—	372,906 円 (401,789 円)
類似団体	43.1 歳	331,638 円	406,153 円	373,603 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	46.1 歳	123 人	351,300 円	399,968 円	366,157 円
うち 清掃職員	44.8 歳	53 人	346,400 円	418,281 円	366,343 円
うち 給食調理員	49.7 歳	22 人	370,700 円	388,445 円	375,718 円
うち 校務技師	43.1 歳	13 人	336,400 円	362,838 円	356,169 円
香川県	53.5 歳	59 人	345,521 円	372,712 円	356,326 円
国	49.7 歳	—	270,465 円 (285,030 円)	—	307,506 円 (323,181 円)
類似団体	48.6 歳	71 人	324,908 円	371,761 円	353,235 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
丸亀市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理従業員	44.7 歳	288,200 円	1.45
うち 給食調理員	調理師	44.0 歳	225,000 円	1.73
うち 校務技師	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.76

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C / D
丸亀市	—	—	—
うち 清掃職員	6,576,072 円	3,989,200 円	1.65
うち 給食調理員	6,205,640 円	3,099,000 円	2.00
うち 校務技師	5,754,956 円	2,861,400 円	2.01

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 21～23 年の 3 ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 技能労務職にかかる平均給料月額は100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	43.5 歳	337,076 円	368,895 円
香川県	45.6 歳	383,542 円	418,680 円
類似団体	41.6 歳	319,404 円	360,440 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	163,987 円 (172,200円)
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418 円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	144,500 円	133,100 円	—
教育職	大学卒	178,800 円	199,700 円	—

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	285,500 円	340,800 円	378,400 円
	高校卒	256,800 円	294,700 円	342,100 円
技能労務職	高校卒	264,600 円	298,500 円	331,400 円

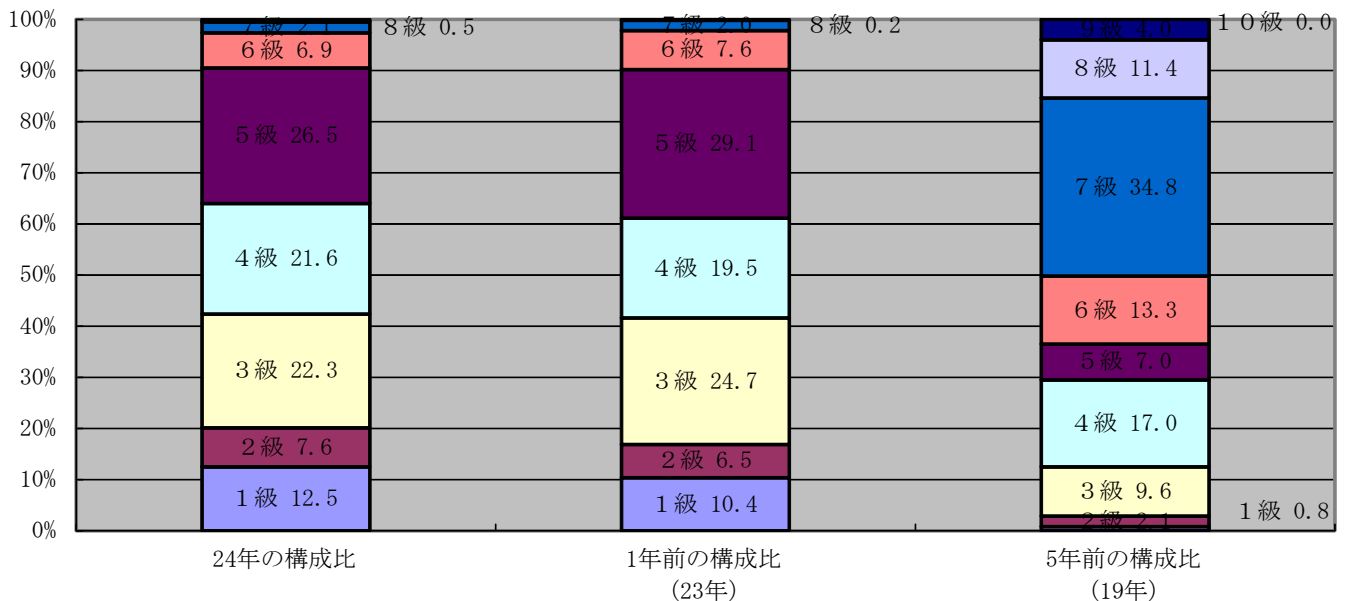
100円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

4 級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	117人	12.5%
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	71人	7.6%
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	208人	22.3%
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	202人	21.6%
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	248人	26.5%
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	64人	6.9%
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	20人	2.1%
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	5人	0.5%

- (注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注 平成20年に10級制から8級制に変更している。（旧給料の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事考課を毎年2回（6月1日及び11月1日基準日）実施しており、考課結果を昇給に反映している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,613 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

人事考課を毎年2回（6月1日及び11月1日基準日）実施しており、考課結果の勤勉手当の成績率への反映を検討している。

(2) 退職手当（24年4月1日現在）

丸 亀 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%） 1人当たり平均支給額 22,986千円（23年度）	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%）
(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。	

(3) 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）			—
支給職員一人当たりの平均支給年額（23年度決算）			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	3%	1人	3%

(注) 支給対象職員が少数（1人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)		49,847千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)		116千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度)		48.1%	
手当の種類 (手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	(1) 日額 400 円 半日 200 円 (2) 日額 200 円 半日 100 円
2 行旅病死等処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病死等処理業務に従事したとき	(1) 1 件につき 2,000 円 (2) 1 件につき 10,000 円
3 老人ホーム業務手当	老人ホームに勤務する者 (1)看護師又は寮母 (父) (2)調理員		(1) 日額 200 円 半日 100 円 (2) 日額 150 円 半日 80 円
4 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		(1)日額 200 円 (2)半日 100 円
5 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき		1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円
6 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1)死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2)その他の葬祭業務に従事したとき		(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円
7 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1)路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2)くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき		1 (1) 日額 1,250 円 半日 630 円 (2) 日額 1,250 円 半日 630 円 2 (1) 日額 1,430 円 半日 720 円 (2) 日額 1,370 円 半日 690 円 (3) 日額 1,310 円 半日 660 円 (4) 日額 1,380 円 半日 690 円 3 1 件につき 500 円
8 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1)午前及び午後各 1 回以上従事したとき (2)午前又は午後 1 回以上従事したとき		(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
9 競艇事業開催手当	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき 1 1月4日から12月28日までの間において業務に従事したとき。 2 12月29日から12月31日までの間において業務に従事したとき。 3 1月1日から1月3日までの間において業務に従事したとき。		日額 1,500 円 半日 750 円 日額 4,000 円 半日 2,000 円 日額 6,000 円 半日 3,000 円

10 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき。 2 救急出動の業務に従事したとき。 (1) 救急救命士 (2) 上記以外 3 非番の者が招集されたとき。 4 夜間に特殊業務に従事したとき。 (1) 2時間以上 (2) 2時間未満	1 1回につき 100円 2 (1)1回につき 130円 (2)1回につき 100円 3 1回につき 200円 4 (1)1回につき 150円 (2)1回につき 100円
11 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300円 半日 150円
12 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	日額 400円 半日 200円
13 航路手当	航路を利用し通勤する者	1日につき 400円

(5) 時間外勤務手当等

支給実績（23年度決算）	233,139千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	333千円
支給実績（22年度決算）	233,564千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	334千円

(注) 時間外・夜間・休日勤務手当を合計した金額である。

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（23年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 各6,500円 ・配偶者がいない場合1人目 11,000円 ・満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円	同	—	94,818千円	208千円
住居手当	・借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額 23,000円以下⇒家賃月額－12,000円 家賃月額 23,000円超⇒（家賃月額－23,000円）×1/2＋11,000円（最高限度額 27,000円）	同	—	32,704千円	273千円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） ・自動車等を使用 片道 2～5km未満 2,700円 5～10km未満 5,500円 10～15 " 8,300円 15～20 " 11,100円 20～25 " 13,900円 25～30 " 16,700円 30～35 " 19,500円 35～40 " 22,300円 40～45 " 25,100円 45～50 " 27,900円 50km以上 30,700円	異	自動車各距離に応じ ＋700円～ ＋8,000円	58,479千円	74千円
管理職手当	部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級） 課長級 68,500（7級）円又は64,000円（6級） 室長級 59,400（7級）又は55,500円（6級） 副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制）	異	支給金額	111,048千円	721千円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同	—	118千円	141千円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	971,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,075,000円 / 504,000円	
	副 市 長	765,000円	883,000円 / 481,000円	
報 酬	議 長	586,000円	760,000円 / 420,100円	
	副 議 長	512,000円	670,000円 / 366,600円	
	議 員	457,000円	620,000円 / 338,800円	
期 末 手 当	市 長	(23年度支給割合) 2.95 月分		
	副 市 長	(23年度支給割合) 3.1 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数	(支給時期) 退職した日から1月以内	
	副 市 長	給料月額×4×在職年数	退職した日から1月以内	

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

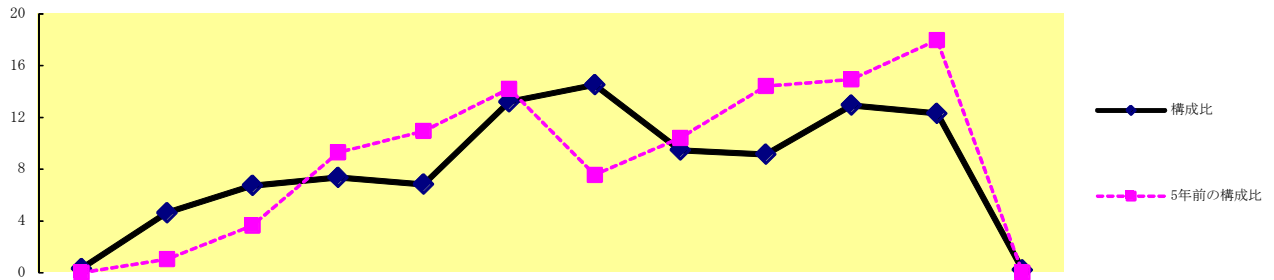
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8	7	△1	
		総 務	123	118	△5	
		税 務	35	34	△1	
		民 生	232	230	△2	
		衛 生	91	89	△2	
農 林 水 産		0	0	0		
商 工		24	27	3		
土 木		13	14	1		
			47	47	0	
計	小 計	573	566	△7	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.05人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数4.79人)	
部 門	教 育 部 門	137	131	△6		
	消 防 部 門	118	120	2		
	小 計	828	817	△11	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.28人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数6.63人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	水 道	39	36	△3	
		下 水 道	14	15	1	
		そ の 他	70	67	△3	
	小 計	123	118	△5		
合 計		951	935	△16	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.34人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）

単位（％）



20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
未満	～23歳	～27歳	～31歳	～35歳	～39歳	～43歳	～47歳	～51歳	～55歳	～59歳	以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	44人	64人	70人	65人	132人	138人	90人	87人	123人	117人	2人	935人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	664	618	593	576	573	566	△98 (14.76%)
教育	168	158	137	143	137	131	△37 (22.02%)
消防	119	121	116	116	118	120	1 (△0.84%)
普通会計計	951	897	846	835	828	817	△134 (14.09%)
公営企業等会計計	142	136	132	128	123	118	△24 (16.90%)
総合計	1,093	1,033	978	963	951	935	△158 (14.46%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

8 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占める職員給与比率
23年度	千円 2,080,215	千円 69,320	千円 314,845	% 15.1	% 17.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	<参考> 市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 38	千円 155,025	千円 12,174	千円 64,179	千円 231,378	千円 6,089	千円 5,985

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

② 特記事項

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸亀市	43.5 歳	348,684 円	507,417 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

丸亀市(水道事業)	丸亀市(一般行政職)
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,484千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,409千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当（24年4月1日現在）

丸亀市（水道事業）			丸亀市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20％）			定年前早期退職特例措置（2～20％）		
1人当たり平均支給額 22.986千円（23年度）					
（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。					

③ 地域手当

支給実績（23年度決算）		0	
支給職員一人当たりの平均支給年額（23年度決算）		0	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	3%	0人	3%

④ 特殊勤務手当

支給実績（23年度決算）	762千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	86千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	24.2%	
手当の種類（手当数）	5	
手当の名称	主な支給対象	左記職員に対する支給単価
1 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に従事した職員（管理職員除く）	月額 給料月額に100分の2を乗じて得た額
2 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	1件につき200円
3 危険作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額300円 半日150円
	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故処理作業に従事したとき	30分未満 250円 30分以上 500円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査	日額300円 半日150円
4 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	1回800円
5 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の再検針業務に従事したとき	1件につき70円

（注） 企業手当については、平成19年度より支給を停止している。

⑤ 時間外勤務手当等

支給実績（23年度決算）	6,277千円
支給職員一人当たりの平均支給年額（23年度決算）	283千円
支給実績（22年度決算）	6,150千円
支給職員一人当たりの平均支給年額（22年度決算）	226千円

（注） 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

⑥ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,976千円	209千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,971千円	324千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,944千円	93千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,605千円	721千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円